遍在する「辺境|

―スペインからみた紀元千年― (上)

足立 孝

- 1. 序論
- 2. 「辺境」とはなにか: 語彙・空間認知・実態(以上本号)
- 3. 細分化する空間:無数の「中心」, 無数の「辺境」
- 4. 結論

1. 序論

1978年のローマ国際研究集会(「地中海西欧における封建構造と封建制(10~13世紀)。研究の回顧と展望」)におけるピエール・ボナシィの「ローヌ川からガリシアまで。封建制度の生成と諸様式」と題された報告や¹、それから20年後に公にされたジュゼップ・マリア・サルラクの「南欧型封建的支配関係。アルプスからガリシアまで」なる論考²が典型的に示すように、こと封建制の生成と発展様式をめぐっては、スペイン北部はすでに地中海諸地域を構成する1地域として完全に認識されるにいたっており、イスラーム侵攻によって西ゴート期の「プロト封建化」の道が断たれ、その後のいわゆるレコンキスタ(再征服)およびレポブラシオン(再入植)にともなう高い人的・社会的流動性によって純粋な封建制の不在、あるいは封建制の特殊スペイン的性格がもたらされたと嘆いたクラウディオ・サンチェス・アルボルノスの有名な所説³を思い起こすならば、その隔たりには文字どおり隔世の感があるというほかない。むろん、この方面の問題系が伝統的に北西ヨーロッパの所見を軸に構築されてきたことに対するアンチテーゼが多分に含まれているとはいえ、地中海研

¹ P. Bonnassie, Du Rhône à la Galice: genèse et modalités du régime féodal, Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X^e-XIII^e siècles). Bilan et perspectives de recherches (Ecoles française de Rome, 10-13 octobre 1978), Paris, 1980, pp.17-84.

² J. M. Salrach, Les féodalités méridionales: des Alpes à la Galice, E.Bournazel et J.-P. Poly(eds.), *Les féodalités*, Paris, 1998, pp.313-388.

³ たとえば、C. Sánchez Albornoz, Conséquences de la reconquête et du repeuplement sur les institutions féodo-vassaliques de Léon et de Castille, Les structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au premier âge féodal (Toulouse, 28-31 Mars 1968), Paris, 1969, pp.359-370.

究のこうした「結束」は、1968年のトゥールーズ国際研究集会(「初期封建期のアキテーヌ、ラングドック、スペインの社会諸構造」) 4 を皮切りに、前述のローマ国際研究集会ではっきりと打ち出されたうえに 5 、その延長線上でローマのフランス学院とカサ・デ・ベラスケスの主宰下でほぼ定期化されるにいたったいわゆる「カストルム」と題される国際研究集会の多産な成果をつうじて 6 、伝統的な封建社会論に1980年代以降急激に発達した定住史研究という考古学的な肉付けを加えつつ、地中海諸地域の独自性だけでなく共通性をも抽出する試みがきわめて活発に繰り広げられるにいたっている。

その内部では、わけてもカスティーリャ以西のスペイン北西部研究をもっぱらとするスペイン学 界と、カタルーニャを筆頭に同北東部を中心とするフランス=スペイン学界とのあいだに、封建制 成立にいたる筋道をめぐって埋めがたい理解の懸隔があることは、拙稿で詳しく述べたのでここで あらためて繰り返すことは避けたい7。むしろここでは、以上のような研究動向にあっても、スペ インと他の諸地域との差異が取り沙汰される場合に内外問わずつねに持ち出される依然として根強 い認識、すなわちスペインがまさしく「辺境」であるとの1点において他の諸地域と分かたれてし まう、あるいは他の諸地域で抽出された有力なモデルのヴァリアントとみなされてしまうという、 そうした認識の妥当性と限界を明らかにすることににあえて挑戦してみたい。たとえば、定住史研 究の先駆者というべきガブリエル・フルニエは、地中海諸地域における城塞と定住形態の関係をめ ぐっておおよそ次のように総括している。すなわち、イタリア中部ラティウム地方南部およびサ ビーナ地方を対象として、ピエール・トゥベールによって抽出されたいわゆるインカステラメン ト・モデル (領主主導下で推進された城塞を核とする高地防備集落の形成、すなわち 「城塞化」) は、 これを参照軸とした多産な研究成果を生み出す契機となる一方、全体としてイタリア=南フランス 型のインカステラメントと、スペイン北部型のそれとの区別をよぎなくさせることとなった。それ というのも、前者のように人口密度が比較的高い既存の定住領域で創出された城塞集落と、後者の ように定住密度が低く周縁的な土地の占有によって創出された城塞集落は、中核をなす城塞の機能

⁴ Les structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au premier âge féodal (Toulouse, 28-31 Mars 1968), Paris, 1969.

⁵ Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X^e-XIII^e siècles). Bilan et perspectives de recherches (Ecoles française de Rome, 10-13 octobre 1978), Paris, 1980.

⁶ Habitats fortifié et organisation de l'espace en Méditerranée médiévale, Castrum 1 (4-5 mai 1982), Lyon, 1983; Structures de l'habitat et occupation du sol dans les pays méditerranéens, Castrum 2 (12-15 novembre 1984), Rome et Madrid, 1988; Guerre, fortification et habitat dans le monde méditerranéen au Moyen Age, Castrum 3 (24-27 novembre 1985), Rome et Madrid, 1988; Frontière et peuplement dans le monde méditerranéen au Moyen Age, Castrum 4 (18-25 septembre 1988), Rome et Madrid, 1992; Archéologie des espaces agraires méditerranéens au Moyen Age, Castrum 5 (8-12 mai 1992), Madrid-Rome-Muricie, 1999; Maisons et espaces domestiques dans le monde méditerranéen au Moyen Age, Castrum 6, Rome-Madrid, 2000; Zones côtières littorales dans le monde méditerranéen au Moyen Age: defense, peuplement, mise en valeur, Castrum 7 (23-26 octobre 1996), Rome-Madrid, 2001.

⁷ 拙稿「中世初期スペイン農村史における大所領と独立農民」『史学雑誌』第114編第8号, 2005年, 21-41頁。

がそれぞれ経済的・領主制的側面と軍事的・戦略的側面に重点がおかれていて大きく異なるために同列にあつかうことができないというのである⁸。ここでいう占有の対象となった周縁的な土地が、まさしくイスラームとの「辺境」にあたり、占有と入植の必要性にともなう高い人的・社会的流動性ゆえに強力な「城主=領主」権力が定着せず、城塞の機能もまた恒常的な戦闘状態ゆえに必然的に軍事的・戦略的側面に重点がおかれなくてはならなかったと想定されていることは容易に想像される。実際、ジャン・ゴーティエ=ダルシェ、ホセ・アンヘル・ガルシア・デ・コルターサル、レイナ・パストール・デ・トグネリといったスペイン北西部研究の錚々たる面々もまた、スペイン北部全域における典型的なインカステラメント現象の不在を明確に主張してきたのである⁹。

だが、われわれはここで「辺境」とは何かをいまいちど問い直してみなくてはならない。かりに 前述の諸特徴が「辺境」 固有のものであったとして、それはイスラームと対峙するわれわれの地域 に固有の現象であったであろうか。史料的根拠がきわめて少ないにもかかわらずスペイン北部研究 で広く受容され、現在でもとくに同北西部研究で依然として有力な理解の源泉となっている1978年 のアビリオ・バルベロとマルセロ・ビジルの共著10、さらには彼らの構想をおおむね継承したホ セ・マリア・ミンゲスの所説11によって、いわゆるレコンキスタならびにレポブラシオンが、少な くともその起源においては宗教的かつ国家イデオロギー的装いを全面的にはぎとられ、土着の氏族 的社会における封建制の生成にともなう、あるいは封建制の形成過程そのものに内在する山岳地帯 から平野への進出という純粋な経済現象とみなされるようになって久しいとはいえ、それがイス ラームに対して繰り広げられたことを想起した瞬間、「聖戦」であれ、「十字軍」であれ、あるいは また「ラテン=ローマ枢軸」イデオロギーの伸張であれ、いずれにしてもイベリア半島固有の宗教 的・国家イデオロギー的要素が説明原理の1つとしてふたたび入りこんでくることになる。こうし た論理構造は前述の「辺境」をめぐってもまったく同様に看取されるのであり、イスラームと対峙 することを「辺境」 たることの根拠とするかぎり、いかに 「敵の敵は味方」 を地で行く世界であった にせよ、そこでは「対立」か「共存」かというもはや使い古されたスペイン史伝統の二項対立が濃淡 を変えて繰り返されるばかりで、そもそも 「辺境」 そのものを俎上に載せる意味すら消失してしま うことになる。

⁸ G. Fournier, Châteaux et peuplements au Moyen Age. Essai de synthèse, *Châteaux et peuplements*, pp.131-144.

⁹ J. Gautier-Dalché, Reconquête et structures de l'habitat en Castille, *Guerre, fortification et habitat*, pp.199-206; J. A. García de Cortázar, Organización del espacio, organización del poder entre el Cantábrico y el Duero en los siglos VIII a XIII, *Del Cantabrico al Duero: trece estudios sobre organización social del espacio en los siglos VIII a XIII*, Santander, 1999, pp.15-48. また、レイナ・パストールはピエール・トゥベールの翻訳本の序文で同様のことを指摘している。P. Toubert, *Castillos, señores y campesinos en la Italia medieval*, Barcelona, 1990, pp.7-12.

A. Barbero y M. Vigil, La formación del feudalismo en la Península Ibérica (1978), Barcelona, 1986.
J. M. Mínguez, Antecedentes y primeras manifestaciones del feudalismo astur-leonés, En torno al feudalismo. I Congreso de Estudios Medievales, Avila, 1989, pp.87-120; id., Las sociedades feudales, 1. Antecedentes, formación y expansión (siglos VI a XIII), Madrid, 1994.

もともとはフランス=スペイン国境問題をめぐる(とくにフランス側の)現代政治学的な関心がその発端にあったとはいえ、さいわいにして「辺境」をめぐる歴史学的な問いをめぐっては、1990年前後から大小さまざまな国際研究集会や共同研究で濃密な議論が交わされ、きわめて多産な成果が生みだされてきている。1988年には、カサ・デ・ベラスケスとサラゴーサ大学の共催により「アンダルス上辺境領とキリスト教西欧」なる国際研究集会12、その4カ月後には前述の第4回「カストルム」国際研究集会がより幅広く「中世地中海世界における辺境と定住」と題してそれぞれ開催されている13。翌年には共同研究として「中世における辺境とピレネー空間」が編まれ14、1992年には「中世スペインにおける辺境社会」というテーマを掲げてサラゴーサ大学の第2回中世史セミナーが開催されている15。その後もこの方面の問題を個別にあつかった論考は多数にのぼり、逐一言及する暇がないが、さしあたり1998年にもカサ・デ・ベラスケスとマドリー自治大学によって「中世スペインにおける辺境のアイデンティティと表象」と題する国際研究集会が共同開催されていることを付け加えておこう16。これらにはむろんイスラーム史からも多数の歴史家や考古学者が結集しており、ここでいう「辺境」そのものが実態としていかなるものであったかを、キリスト教西欧かイスラームかといった垣根を全面的に乗り越えて微に入り細に入り示してくれている。

以上をふまえたうえで、まずは「辺境」なるものが当時のイベリア半島においていかに認識されていたかを、原則としてイスラームと対峙する空間に登場する史料語彙の検討を出発点として可能なかぎり明らかにする必要があろう。そのうえでそれらの語彙をもって表示された空間がどのように編成・管理されたかを、定住、空間組織、権力構造といった観点から具体的に検討することとなる。もっとも、これらの作業は幾度となく言及されてきたイベリア半島の独自性をあらためて強調すべく行われるわけではない。むしろ従来とは逆に、ここで抽出された所見をイベリア半島のみならず地中海諸地域における空間編成とその管理の様態を理解するための有効なモデルとして練り上げられないか模索してみたい。

2. 「辺境」とはなにか: 史料語彙・空間認知・実態

イスラームと対峙する「辺境」を意味する語彙や表現は多岐に渡っていて、ここで漏れなく網羅することはなかなか難しい。実際、「サラセン人の(sarracenorum)」「サラセン人との(contra sarracenos)」といった修飾語をともなえば、「境界」「端」「領域」を意味するフィネス(fines)、エクストレムム(extremum)、エクストレミタース(extremitas)、コンフィネス(confines)、リーメス(limes)、パルス(pars)、テルミヌス(terminus)といったごく一般的な語彙がイベリア半島全域

¹² La Marche Supérieure d'al-Andalus et l'Occident chrétien, Madrid, 1991.

¹³ Frontière et peuplement dans le monde méditerranéen au Moyen Age, Castrum 4 (18-25 septembre 1988), Rome et Madrid, 1992.

¹⁴ Frontières et espaces pyrénéens au Moyen Age, Perpignan, 1992.

¹⁵ Las sociedades de frontera en la España medieval, Zaragoza, 1993.

¹⁶ Identidad y representación de la frontera en la España medieval (siglos XI-XIV), Madrid, 2001.

で広く使用されているい。だが、そうした修飾語をともなわずにイスラームとの「辺境」を意味するものとしてもっぱら使用されたのは、マルカ (marca) およびフロンテーラ (frontera) (のちにフロンタリア (frontaria)) であった。両者はそれぞれ史料に登場しはじめる時期と、それらをもって表示される空間が大きく異なっており、以下ではそれぞれに関係する時間的・空間的コンテクストをふまえつつ個別に検討する必要があろう。

まず、時間的に先行するマルカの言及はもっぱらカタルーニャに限定されており、当該語彙の生 成と意味内容の変動をめぐっては、ミシェル・ジンメルマンを筆頭とするカタルーニャ研究者の一 連の仕事によってかなりの程度再構成することが可能である。17世紀中葉のトゥールーズ大司教ピ エール・ド・マルカの大部の著作18以来、のちのカタルーニャに相当する地域が一般に、「ヒスパニ ア辺境領 (Marca Hispánica)」の呼称とともに8世紀後半より同地域へと進出したカロリング朝 フランク王国の支配下に編入され、「辺境伯 (marquis)」を頂点とする 「辺境」 固有の政治支配体制 が導入されたと伝統的に理解されてきたことは言を俟たない。だが、ジンメルマンの整理にしたが えば、この呼称の用例は821年から850年までという限られた時間的枠組みのなかでわずかに15例を 数えるのみであり、しかもそのほとんどが宮廷編纂の『フランク王国年代記 (Annales Regni Francorum)』や『皇帝ルイ伝 (Vita Hludowici imperatoris)』の821年から829年までの記述に集 中していて、カピトゥラリアや国王証書には一切登場しない19。この年代はちょうどルイ敬虔帝統 治下でフランク王国が南方侵攻を再開させる時期に相当するが、これと並行してヒスパニア (Hispania) がアンダルスのみを指す呼称として認識されるようになり20、ピレネー山脈からヒス パニア (アンダルス) までで征服されるべき土地の南の境界が当該呼称で表現されている (した がってリーメスと同じ意味で用いられている)。それゆえ、ジンメルマンは、当該呼称が本来法的・ 行政的な実体をもつものではなく、その生成をあくまでも王権の政治的・軍事的姿勢の変化の所産 であったとし、王国の瓦解が始まり同地域に対する王権の関心が薄れる850年頃に突如としてその 言及が消滅することがそれを裏づけていると主張するのである。

¹⁷ P. Buresi, Nommer, penser les frontières en Espagne aux XI^e-XIII^e siècles, *Identidad y representación*, pp.54-57.

¹⁸ Petrus de Marca, Marca Hispanica sive limes hispanicus, hoc est, geographica et historica descriptio Cataloniae, Ruscinonis et circumjacentium popularum (Paris, 1688), Barcelona, 1998.

¹⁹ M. Zimmermann, Le concept de *Marca hispánica* et l'importance de la frontière dans la formation de le Catalogne, *La Marche Supérieure*, pp.32-33.

²⁰ 宮廷編纂の史料に限らず現地のキリスト教徒社会においても、同時期以降ヒスパニアは一貫してアンダルスを意味するものとして使用されている。このなかではローマ教皇庁のみがイベリア半島全体をヒスパニアと呼んだが、当の半島では10世紀においても「コルドバの王 (rex Cordubae)」「サラセン人の王 (rex sarracenorum)」が「ヒスパニア王 (rex Hispaniae)」であり、11世紀中葉になってもキリスト教徒諸国家がムスリムのターイファ(群小王国)から徴収したパーリア(軍事貢納金)は依然として「ヒスパニアからのパーリア (paria de Hispania)」であった。ヒスパニアが半島全体を意味するようになるのはそれからさらに遅れて12世紀のことである。F. Sabaté, La noció d'Espanya en la Catalunya medieval, *Acta historica et archaeologia medievalia*, 19, 1998, pp.382-384.

実際、同地域の実態は、複数の伯によって差配される諸パーグス (pagus) (のちコミタートゥス (comitatus))の集合体にすぎず、820年代に限定するならば、バルセローナ=ジローナ、アンプリ アス=ルサリョ、ウルジェイ=サルダーニャの3つのパーグスのグループがそれぞれ1名の伯に よって差配されている。このなかではバルセローナ伯が突出した権威を保持したが、同伯が「辺境 伯 | として残る諸伯を制度的に従えたという事実はないし、それどころか、政治的には王権に繰り 返し反旗を翻すフランク系の伯と、逆にどちらかといえば王権に誠実をつくした西ゴート系の伯が ムワッラドと連携しながら互いに権力闘争を繰り広げるという複雑きわまりないねじれ現象が一貫 してみられた21、王権からすればたいそう制御しがたい空間であった。さらに興味深いのは、形式 的には一貫して誠実が維持されるものの王権の実効支配そのものはもはや完全に消滅し、伯ギフレ 1世の掌中に集積された大半のパーグスが次世代の子孫の下へと全面的に世襲化されるにいたった 10世紀初頭から逆に、「辺境伯」の称号やマルカの言及が同地域の史料のなかで頻出するようにな ることである。前者の称号については、同時期からバルセローナ=ウルジェイ=ウゾーナ伯スニエ やサルダーニャ=バザルー伯ミロ2世を皮切りに諸伯がこぞって「辺境伯」を名乗るようになる。 むろん、この場合の称号はもはや法的・制度的官職に相当するものではなく、同地域全体の伯の上 級のカテゴリー、さらにいえば王権から独立を果たした事実上の支配者であることを誇示する、す ぐれて政治的な称号とみなされるべきものとなっている²²。他方、同じくこの段階から同地域の史 料のなかでマルカが普通名詞として使用されるようになり、その意味内容は10世紀末葉から11世紀 を通じて特定の領域を表示する言葉となってゆく。たとえば、「パナデスのマルカにおいて(in ipsa marchia de Penedes)」といった表現がそれである²³。

こうしていまや事実上独立した諸伯の統治下で、マルカは純粋に地域的なコンテクストのなかで 用いられるようになった。それはもはやイスラームと対峙する「前線」「境界」ではなく、諸伯の政 治的支配に服属しながら領域編成のうえではコミタートゥスの外側にある領域であり、その拡延部 分・付属部分でありながら、きわめて流動的で政治的にも領域的にも厳密な特定が不可能な、依然 として構造化されていない空間として現れる。こうしたなかで、バルセローナを筆頭にアンダルス に近接したコミタートゥスには、しばしば複数形で表示されるそれぞれ固有のマルカが存在した。

 $^{^{21}}$ 『フランク王国年代記』の827年から828年までの記述にみられるアイゾなる人物の反乱がこれを示す典型的な例である。首謀者として名指しされたこの人物は、現在では征服以前のバルセローナ太守であったスライマーンの子アイスーンと同定されている。ただ、この反乱は同地域を追われたムスリムによる単純な蜂起ではなく、この地域全体におよんだ語の真の意味での内戦であった。アイスーン側に連なったのは、ムワッラド(のちコルドバが介入)、そして西ゴート系住人を優遇する措置をとった初代バルセローナ伯ベラ(トゥールーズ伯ギヨームの長子)に与する西ゴート系住人であり、これを鎮圧する側にまわったのはベラの異母弟ガウセルム(アンプリアス=ルサリョ伯)とその弟ベルナール・ド・セプティマニアを筆頭とするフランク系有力者であった。J. M. Salrach, *El procés de feudalització* (segles III-XII), Barcelona, 1987, pp.144-147.

²² M. Zimmermann, Le concept de *Marca hispánica*, p.42.

²³ J. Rius Serra, *Cartulario de « Sant Cugat del Vallés »*, 3 vols., Barcelona, 1945-1947, doc. no. 223 (998, VII, 23).

たとえば、「バルセローナ伯領とそのマルカにおいて (in comitatu Barchinonensi in eius marchiis)」という表現がまさしくその典型である²⁴。同時代の書記にとってそうしたマルカのイメージは「大いに荒れ果てた恐るべき土地」であったが²⁵、そうした認識とは裏腹に、そこには史料で言及されるはるか以前、ボナシィの弁にしたがうならば早くも9世紀初頭から私的かつ自発的な無主地(すなわち国家領)の占取を梃子とする入植運動が広範囲に進行していたとされる²⁶。もっとも、近年の研究動向では、入植運動を通じて生み出された独立農民の共同体が大勢を占める自由な「辺境」イメージを描き出したボナシィの所説はやや後退するにいたっており²⁷、むしろ貴族や教会の大土地占有と城塞の建設(および諸伯による事後的承認)がこれと並行して急速に進行し、城塞とその付属領域(すなわちカストルム(castrum))に分節化された固有の領域組織が生み出されたうえに、個々の城塞領域が11世紀初頭に聖族貴族の自有地に転化してゆくと想定されている²⁸。マルカは前述のようにコミタートゥスとは明確に区別されているので²⁹、そこに分布する城塞は諸伯に政治的に服属しながらも、領域的には伯領の内部に所在するわけではない³⁰。たとえば、ウレルドゥーラ

 $^{^{24}}$ M. Zimmermann, Le concept de *Marca hispánica*, p.45. $\sharp \, t$. F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, 2 vols., Barcelona, 1945, doc. no. 492 (1076, XI, 12): « et totas suas Marchas cum castro de Stopaniano et de Pinçano et de Podio Rubeo et de Castserres et de Canneles et de Curriana cum omnibus rebus pertinentibus ad iam dictos castros usque ad Montson ».

²⁵ F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, doc. no. 259 (1076, VI, 18): « in ipsa marcha extrema, in loco horroris et vaste solitudines »; doc. no. 255 (1076, VI, 18): « in ipsa marcha extrema, id est, in campo in loco solitudinis ».

²⁶ P. Bonnassie, La Catalogne du milieu du X^e à la fin du XI^e siècle. Croissance et mutations d'une société, 2 vols., Toulouse, 1975-1976, t.1, pp.205-256.

²⁷ G. Feliu, La pagesia catalana abans de la feudalizació, Anuario de estudios medievales, 26/1, 1996, pp.19-41; F. Sabaté, Frontera penínsular e identidad (siglos IX-XII), Las Cinco Villas aragonesas en la Europa de los siglos XII y XIII, Zaragoza, 2007, pp.47-94.

²⁸ たとえば、886年伯ギフレ1世によって創建され、10世紀にウゾーナ伯領の「辺境」において組織的な入植を促進すると同時に、数々の城塞の領有主体となったビク司教座聖堂教会がその典型である。P. Freedman, Tradició i regeneració a la Catalunya medieval. La diocèsi de Vic, Barcelona, 1985, pp.30-52. また、J. M. Salrach, L'enchâtellement de la frontière, Le paysage monumental de la France autour de l'an mil, Paris, 1987, pp.743-755; M. Riu i Riu, Castells i fortificacions menors: llurs orígens, paper, distribució i formes de possessió, Catalunya i França meridional a l'entorn de l'any Mil, Barcelona, 1991, pp.248-249; id., El feudalismo en Cataluña, En torno al feudalismo hispánico, pp.375-400; M. Zimmermann, Le rôle de la frontière dans la formation de la Catalogne (IX-XIIeme siècle), Las sociedades de frontera, pp.7-29.

²⁹ G. Feliu i J. M. Salarach (dirs.), *Els pergamins de l'Arxiu Comtal de Barcelona de Ramon Borrell a Ramon Berenguer I*, 3 vols., Barcelona, 1999, doc. no. 307(1041-1043): « de ipsa civitate que dicunt Barchinona, neque de ipso comitato que dicunt Barchinonense, neque de ipsa marcha de Barchinona ».

³⁰ *Ibid.*, doc. no. 656(1063-1065): « neque de ipsa civitate que dicunt Minorisa, neque de ipso comitatu quod dicunt Ausona...neque de ipso castro quod dicunt Cardona, cum suis terminis et pertinenciis, neque de ipsos castros Cervaria et Tarrega, cum eorum teriminis et pertinenciis, neque de castro Tamarid, cum eorum terminis et pertinenciis, neque de ipsos castros Chamarasa et Cubels, cum eorum terminis et pertinenciis, neque de ipsos castros Stopinan et Cannelas, cum eorum terminis et pertinenciis omnibus, et ipso castro Puig Roig, cum terminis et pertinenciis». ここでは伯領の列挙に続いて、カルドーナを筆頭に9カストルムが伯領とは別に列挙されているのである。

なる城塞は、バルセローナ伯領にあるのではなく、「パナデスのマルカ(marchia de Penedes)」に 所在するのであり、それどころか11世紀にはキウィタース(civitas)と表現される同城塞領域を中 心としたパナデスの「擬似」伯領がバルセローナ伯領から独立した形で言及されるようになるので ある³¹。なお、ここに支配拠点をおくとともに複数の城塞を領有して同地域の城主層の頂点に立っ たのは、1030年代から1050年代にかけてバルセローナ伯ラモン・バランゲー1世にたびたび反旗を 翻し、ボナシィがまさしく「封建変動」を体現する貴族の筆頭として挙げたバルセローナ副伯家系 出身のミル・ジャリベルトその人であった³²。危機的な事態に直面した同伯はこれに対処すべく、 もはや機能不全に陥った従来の公的統治組織の維持を図ることを断念し、文書を介する封建的約定 (コンウェニエンティア(convenientia))や誠実宣誓をもってそれら貴族集団との私的かつ個人的 な紐帯を創出・強化する方向で権力の再編と秩序の回復を目指すことになる³³。その意味で封建的 支配関係はまさしく、「中心」からみてまことに制御しがたい「辺境」の掌握と管理の手段として否 応なしに生み出されたということができよう。

 $^{^{31}}$ たとえば、 $\mathit{Ibid.}$, doc. no. 369(1041-1050): « neque de ipsa civitate que dicunt Olerdola, neque de ipso chomitatu que dicitunt Penitense ».

 $^{^{32}}$ P. Bonnassie, La Catalogne, t. 2, pp.625-643. 「辺境」は伯直属の下僚たるウィカリウス家系が入植を通じて城主と化すことによって多数の城塞領域に分節化していったが、この場合の副伯家系もまたそれと競合しつつ「辺境」の城主家系として自らの権力とそれが適用される城塞領域を急速に世襲化し、「ウィカリウス=城主」に勝る筆頭貴族となって割拠していった。このように「辺境」は、同じく伯の下僚として都市を中心に公権力の一部を担いながらもそれが世襲的に行使される厳密な領域をもたなかった副伯にとって、世襲的かつ自立的な事実上の城主支配圏としての副伯領の生成の温床となったとされる。ただ、そうした副伯領の生成を助けた「辺境」はアンダルスと対峙する「辺境」のみならず、従来のコミタートゥス間の境界地帯としての「辺境」も同様に含まれる。H. Dolset, Vicomtes et vicomtés en Catalogne frontalière aux IX°-XII° siècles (Barcelona, Gérone, Osone, Tarragone): territoire et pouvoir, Vicomtes et vicomtés dans l'Occident médiéval, Toulouse, 2008, pp.157-168.

³³ 中世初期のコンウェニエンティアの用例はもともと多岐に渡る。その語義は、口頭または証書による合意、 合意違反者に対する罰則規定、紛争に際して法廷の内外で結ばれた和解に基づく合意、さらには合意が結ばれ た裁判集会そのものを指すなど、きわめて多様であった。A. J. Kosto, The Convenientia in the Early Middle Ages, Medieval Studies, 60, 1998, pp.25-26. またポール・ウーリアックは、ラングドック地方におけるコン ウェニエンティアのさまざまな用例を挙げているが、それらはいずれも従来のローマ=西ゴート法が途絶した 時期に特有の個人相互の合意・協定とみなされている。P. Ourliac, La « convenientia », Etudes d'histoire du droit médiéval, Paris, 1979, pp.243-252. これらに対して、とくに紀元千年以降のカタルーニャでは、証書に よって文書化されたコンウェニエンティアが、伯クラスでは相互の権利・義務を規定した水平的な協定として、 伯と貴族や騎士との間では誠実宣誓をともなう典型的な封建的支配関係の創出媒体として、ともに急激に増加 してくるのである。P. Bonnassie, Les conventions féodales dans la Catalogne du XIº siècle, Les structures sociales, pp.187-208. なお、近年ではアダム・J・コストが、11世紀後半から伯や貴族集団が社会秩序を維持 すべく相互にコンウェニエンティアを締結してゆく現象を「紛争構造」(パトリック・ギアリィ) ならぬ 「合意 構造」と表現している。このあたりには、秩序維持手段としての紛争解決と和解を重視する近年の英米学界の 色濃い影響がみてとれる。A. J. Kosto, Making Agreements in Medieval Catalonia. Power, Order, and the Written Word, 1000-1200, Cambridge, 2001, pp.26-77; id., The « Convenientiae » of the Catalan Counts in the Eleventh Century: a Diplomatic and Historical Analysis, Acta historica et archaeologica medievalia, 19, 1998, pp.191-228.

他方、マルカの用例のなかには、アンダルスとの政治的・イデオロギー的な対抗関係の高まりを 示唆しているものもある。たとえば、「ヒスパニアに対するマルカの最果てにおいて (in extremis finibus marchiarum contra Ispaniam)」といった表現がそれであるが34、この場合のマルカは、 「マルカにおいても山岳地帯においても (tam in marcha quam in montanea)」といったように、 キリスト教徒の従来の定住領域であった山岳地帯としばしば対置されている35。それはまさしく11 世紀に、もっぱら平野に展開するアンダルスに向けて、キリスト教徒が9世紀以来自然の「避難所」 となってきたピレネーおよびプレ・ピレネー山系の南斜面へと進出し、両陣営が現実に視認できる 距離でなかば入り乱れつつ角をつき合わせるようになったことと無関係ではないであろう。ただ、 前述のようにマルカはあくまでもカタルーニャ限定の史料語彙であり、こうしたより政治的・イデ オロギー的な色の濃い 「辺境」 概念としてカタルーニャを除くイベリア半島全土で使用されるよう になるのは、むしろ「正面」を意味するロマンス語(fronte)がラテン語化されて生成したと想定され るフロンテーラ (のちフロンタリア) であった。同語彙は、11世紀中葉にアラゴン王国で初出し、12 世紀を通じてその言及は数えるほどながらやはりアラゴン王国において36、さらに13世紀になると カスティーリャ=レオン王国においてもとくにフロンタリアの語形をもって登場することとなる³°。 もともとアラゴン王国、さらに同王国の母体をなした西のナバーラ王国では11世紀中葉にいたる までエクストレマトゥーラ (extrematura) の用例が確認されるのみであり、この言葉もそれまで ナバーラならびにアラゴンの南方の境界を意味したにすぎない38。だが11世紀第1三半期、ナバー ラ国王サンチョ3世統治下でプレ・ピレネー山系の南斜面に一連の城塞が東西に並べられ、自然の 要害に代わってアンダルス上辺境領の城塞群と対峙する語の真の意味での「辺境」が形成されたこ

 $^{^{34}}$ F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, doc. no. 279 (1065, VI, 11): « in extremis finibus marchiarum contra Ispaniam ».

³⁵ C. Baraut, Els documents, dels anys 981-1010, de l'arxiu capitular de la Seu d'Urgell, *Urgellia*, vol. 3, doc. no. 288 (1003 [1005], X, 23): « de alaudem meum, tam in marcha quam in montanea »; A. Canellas López, *La colección diplomática de Sancho Ramírez*, Zaragoza, 1993, doc. no. 12 (1068, VIII, 18): « in tota Ripacurtia in montanis et in marchis usque in flumen Cinga ».

³⁶ Ph. Sénac, « Ad castros de fronteras de mauros qui sunt pro facere ». Note sur le premier testament de Ramire I^{er} d'Aragón, *Identidad y representación*, pp.205-211; id., Frontière et reconquête dans l'Aragon du XI^e siècle, *Frontières et espaces pyrénéens*, pp.47-60.

³⁷ P. Buresi, Nommer, penser les frontières, pp.54-59. なお、アンダルスにおける「辺境」については、上・中・下の三大辺境領を指す場合に用いられたタグル(tagr)がしばしばキリスト教徒のマルカやフロンテーラ/フロンタリアと比較・対照され、後者のような政治的・イデオロギー的な含意の不在が指摘されてきた。P. Chalmeta, El concepto de tagr, La Marche Supérieure, pp.15-28. もっとも、のちにグラナダ王国の「辺境」もまたフロンテーラ/フロンタリアがアラビア語化されたファランティーラ(farantīra)という言葉で表示されることとなる。A. Bazzana, P. Guichard et Ph. Sénac, La frontière dans l'Espagne médiéval, Frontière et peuplement, p.54.

³⁸ A. Ubieto Arteta, *Documentos reales navarro-aragoneses hasta el año 1004*, Zaragoza, 1986, doc. no. 64 et 65 (988-989): « Dicimus vobis omnes seniores nostrosque fideles qui nostras extrematuras tenetis et custodis ». すなわち,国王に誠実をつくすセニョールが維持し監督すべき境界として言及されているのである。

とにより、その意味内容は境界ではなく領域そのものを意味するようになる 39 。さらに 1035 年の同国王の死亡にともなう分割相続によって庶子とされるラミーロ1世の下でアラゴン王国が成立したのち、前述のようにそれまで史料上対置されてきた山岳地帯とヒスパニアとの間の領域が従来のエクストレマトゥーラに代わり新たにフロンテーラなる呼称をもって表現されることになるのである。それは、同国王の 20 2 通の遺言状 (1059 年および 1061 年) のなかで初めて言及される。国王はそれらの遺言状において、所有する動産の 3 3 分の 1 を捕虜の奪還、橋の建造、そして「モーロ人のフロンテーラ(fronteras de mauros)」の城塞建設に充てるよう指示している 40 。さらに 1062 年には、国王は奉仕に対する報償としてアギラなる人物にリバゴルサの城塞ファルセス近傍の自有地を賦与しており、その際同人の法的身分を「フロンテーラに住む者と同じく騎士であり自由人であること」としている 41 。

フロンテーラという「辺境」概念がイベリア半島のなかでもとくにアラゴン王国においてかくも早期に出現した理由は、おおよそ次のように説明されるであろう。すなわち、第1に、国王ラミーロ1世は即位当初からピレネー山脈とプレ・ピレネー山系に囲まれたきわめて狭小な王国を維持すべく積極的な対外進出を図り、1044年頃には末子ゴンサーロが形式的に継承したリバゴルサの併合に成功したが、西に長子ガルシアが継承したナバーラ王国、東にはカタルーニャ諸伯が控えるという地政学的位置にあったため、王国の対外進出はもっぱらムスリム統治下のエブロ川流域への軍事侵攻という形をとることとなった。もっとも、11世紀中葉と比較的早期に征服の進んだ下リバゴルサでは当初、その主導権はウルジェイ伯アルメンゴル3世と、その家士にして自ら征服したアジェーを中心に事実上独立した副伯領を築くことに成功したアジェー副伯アルナウ・ミル・ダ・トスによって握られていたし42、さらに1050年代に入るとバルセローナ伯ラモン・バランゲー1世が同地域に進出し、パーリア(軍事貢納金)供出と引き換えにリェイダおよびサラゴーサ王国を保護下においたため43、同国王は1055年からソブラルベの数城塞(アビサンダ、オルソン、サミティエル、

 $^{^{39}}$ A. Ubieto Arteta, *Jaca. Documentos municipales*, Valencia, 1975, doc. no. 2 (1042): « Et in Extrematura, Sancti Felicis monasterio, qui est situs inter Eliso et Kastellu Manko ».

⁴⁰ A. Ubieto Arteta, *Cartulario de San Juan de la Peña*, 2 vols., Valencia, 1962-1963, doc. no. 150 (1059): « ad castros de fronteras de mauros qui sunt pro facere »; doc. no. 159 (1061): « in castellos de fronteras de mauros qui sunt per facere » et « in castellos qui sunt in fronteras per facere ».

⁴¹ J. F. Yela Utrilla, *El cartulario de Roda*, Lérida, 1932, doc. no. 1(1062): « tu quod cavallero et franco sedeas quomodo homine debet esse in frontera francho et cavallero ». これは「辺境」に身をおく人々の存在 形態を知るうえでも興味深い所見である。

⁴² アルナウ・ミル・ダ・トスは1048年,自ら創建したサン・ペラ・ダジェー修道院にノゲーラ川からシンカ川までのヒスパニアにおける将来征服されるすべての土地と城塞の10分の 1 を寄進すると約束している。R. Chesé Lapeña, *Colección diplomática de San Pedro de Ager* (1010-1198), tesis doctoral, Universidad de Zaragoza, 1973, doc. no.22 (1048, III, 21). また,P. Sanahúja, Arnau Mir de Tost, caudillo de la reconquista en tierras de Lérida, *Ilerda*, I, 1943, pp.11-27; II, 1943, pp.155-169; III, 1944, pp.7-21; IV, 1944, pp.53-147; F. Fité i Llevot, *Reculls d'història de la Vall d'Àger. I-període antic i medieval*, Àger, 1985, pp.70-71.

⁴³ 同伯はリェイダ北方のカマラーザとクベイスを占領し、リェイダ王国を保護下におくとともに、前者をアルナウ・ミル、後者をウルジェイ伯にそれぞれ封地(fevum)として賦与し、自らへの誠実を確保した。R. Chesé

トロンセード、スルタ、サルサ・デ・スルタ)を独力で掌握する一方44、1062年から下リバゴルサの数城塞(ファルセス、ルサス、ラグアレス、ラスクアーレ、ビアカンプ、ベナバーレ)を、同じくバルセローナ伯によって進路を阻まれたウルジェイ伯ならびにアルナウ・ミルと連携しつつ征服するにとどまっている45。いずれにせよ、同国王が前述の遺言状を作成した治世末期は、南方進出の道を閉ざされた西のナバーラ王国ですでに貴族反乱が頻発しており、同様の事態を未然に防ぎつつ王権を確固たるものにすべく、以上のように成果はともかく南方への軍事侵攻が繰り返されたため、サラゴーサ王国との政治的諸関係が極度に緊張した時期にほかならなかったのである46。

第2に、アラゴン王国の「辺境」は、王国の東西の境界をなすガリェゴ川からシンカ川までの区間に比較的整然と並べられたプレ・ピレネー山系南斜面の城塞群によって形成されている。他地域にもまして顕著なその直線的な性格はさらに、山脈の壁に沿ってやはり東西に並べられたアンダルス上辺境領の城塞群によって物理的に視覚化されることとなる。実際、キリスト教徒の定住領域に最も近接した上辺境領のムスリムは、プレ・ピレネー山系の北方には歩を進めることなく、もっぱらその南に展開する平野にとどまったが、その際東西に伸びる山脈の壁に沿って城塞(ヒスン(hiṣn))をほぼ一定の間隔で配置し、これが上辺境領の北端をなしていた。すなわち、西からウエスカのアマル ('amal) に帰属するアイエルベ、ボレア、セン・イ・メン、サンタ・エウアリア、ラバータ47、

Lapeña, Colección diplomática, doc. no. 30 (1051, XI, 5); G. Feliu i J. M. Salarach (dirs.), Els pergamins, doc. no. 399 (1051, XI, 20). さらに1058年には、下リバゴルサのプロイ、ピルサン、エストピニャン、カネーリャスをサラゴーサ国王から割譲させて同王国を保護下におく一方、ウルジェイおよびサルダーニャ両伯と将来征服される城塞とパーリアの取り分をめぐって協定を結んでいる。F. Miquel Rosell, Liber feudorum maior, doc. no. 148 (1058, IX, 5).

44 これらの城塞は、国王サンチョ 3 世側近の有力貴族家系の出身者だけなく、新興のソブラルベ貴族に対しても国王ホノール(honor regalis)として賦与されている。すなわち、アトおよびガリンド・ガリンデス兄弟(前者はアビサンダ、後者はサルサ・デ・スルタ)とフォルトゥンおよびガリンド・ブラスケス兄弟(前者はオルソン、後者はトロンセード)がそれである。

45 これらの城塞は征服直後に、ヒメノ・フォルトゥニョーネス、ベルトラン・アト、ギフレ・サーリャらに賦与されたが、その後アルナウ・ミル・ダ・トスの誠実を確保するための封地とされた。同人の1072年の遺言状では、国王サンチョ・ラミーレスに対して奉仕すべく、ラグアレスとラスクアーレがカペーリャとともに長女バレンシア (パリャース・ジュッサ伯ラモン4世の妻) とその子アルナウに、ファルセス、ピアカンプ、ルサスは同じくアルナウと次女ラガルダ(ジローナ副伯ポンス・ゲラウの妻)に遺贈されることになっている。R. Chesé Lapeña, *Colección diplomática*, doc. no. 97(1072, VIII, 11) P. Sanahúja, Arnau Mir de Tost, IV, p.90; C. Laliena Corbera, *La formación del Estado feudal. Aragón y Navarra en la época de Pedro I*, Huesca, 1996, p.80. ベナバーレは1066年以降、伯サンチョ・ラミーレス(国王ラミーロ1世の庶子)によって保有されることになる。

46 同国王が戦死した1063年グラウス攻防戦はまさしくその延長線上にあるといえよう。ただ、皮肉にもここでサラゴーサ王国軍の主力をなしたのは、カスティーリャ=レオン王太子サンチョ麾下の軍勢であった。そこには、サンチョの家士ロドリーゴ・ディアス(すなわちエル・シッド)も参じていたことが知られている。

Historia Roderici, R. Menéndez Pidal, La España del Cid, 2 vols., Madrid, 1929, t. 2, p.916.

⁴⁷ Ph. Sénac, Les ḥuṣūn du Taġr al-Aqṣā: à la recherche d'une frontière septentrionale d'al-Andalus à l'époque omeyyade, *Frontière et peuplement*, pp.76-84; id., Le peuplement musulman dans le district de Huesca (VIII^e-XII^e siècles), *La Marche Supérieure*, pp.51-65; id., Peuplement et habitats ruraux dans la Marche

ついでバルビターニヤ (バルバストロを中心とするアマル)のアルケーサル、ナバル、パウル、セカスティーリャ、ムニョーネス、ルンベレス、グラウス、ラグアレス、ラスクアーレ、カスティルガレウ⁴⁸、さらにリェイダのアマルではアジナリウ、ベナバーレ、アジェー、サン・リョレンス・ダ・モンガイ、サンタ・リーニャ ⁴⁹が最前線の防衛ラインを構成している。注目すべきは、両陣営の城塞群を隔てる距離の短さであろう。たとえば、11世紀のアラゴン王国随一の城塞ロアーレはボレアとわずか10キロメートルと互いが視認できる位置で対峙していたし、セン・イ・メンはどちらかといえばキリスト教圏に属するプレ・ピレネー山系最南端のサルト・デ・ロルダンの頂上に所在した。また、リバゴルサ=パリャース境界地帯のモンタニャーナにいたっては逆に、リェイダのアマルのなかにまるで飛び地のように位置していたのである。このようにアラゴン王国の「辺境」がその直線的性格とならんで、緩衝地帯すら存在しない極端な近接性という物理的な特徴を備えていたことも、当該語彙の出現という点でみすごすことはできない。

以上のような「辺境」は国王サンチョ・ラミーレス統治下の1080年代後半に本格的な征服活動が開始されるまでおよそ動くことはなかったが、それは「辺境」がある種の透過性をもっていたことを否定するものではない。たとえば、同国王統治期に作成されたハカおよびパンプローナの流通税表は、西方の商品(ブルージュ産の毛織物(trapo brugeso)、鉄製武具など)と、アンダルスを経由して流入した可能性のある東方の商品(コンスタンティノープル製絹織物(pallio de Constantinopoli)、染料、リスの毛皮(azingab)、さらにアンダルスのディナール貨など)が、ソンポール峠を越えるサンティアゴ巡礼路の一つに沿って行き来していたことを伝えている50。また、1042年から1048年の間に「辺境」の城塞アグエロとムリーリョを国王の名の下で保有したオリオル・イニゲスの遺言状には、銀製や鉄製の武具・馬具とともに、アラビア語で表示された多数の動産が含まれている(白イタチの毛皮(pelle de alfanek)、リスの毛皮(pelle de azingab)、ダマスクス絹で織られたチュニック(atorra gubeidi in panno de ciclaton)、ダマスクス絹で覆われたリス毛皮のベルト

Supérieure d'al-Andalus: l'Aragon, Villages et villageoise au Moyen Age, Paris, 1992, pp.27-38 ; id., Du h isn musulman au castrum chrétien. Le peuplement rural de la Marche Supérieure et la reconquête aragonaise, De Toledo a Huesca. Sociedades medievales en transición a finales del siglo XI (1080-1100), Zaragoza, 1998, pp.113-130; C. Laliena Corbera et Ph. Sénac, Musulmans et chrétiens dans le haut Moyen M09e aux origines de la reconquête aragonaise, Paris, 1991, pp.61-67.

⁴⁸ Ph. Sénac, Notes sur le peuplement musulman dans la région de Barbiṭāniya, *Studia Islámica*, 73, 1991, pp.45-66.

⁴⁹ Id., Notes sur les *ḥuṣūn* de Lérida, *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 24, 1988, pp.62-69; J. Giralt i Balagueró, Fortificacions andalusines a la Marca Superior d'al-Andalus: aproximació a l'estudi de la zona nord del districte de Lleida, *La Marche Supérieure*, pp.67-70.

 $^{^{50}}$ J. M. Lacarra, Un arancel de aduanas del siglo XI, Estudios dedicados a Aragón, Zaragoza, 1987, pp.47-64. この流通税表の冒頭には「わが父祖の慣習にしたがって(secundum usaticos meorum parentum)」とあることから、ハカやパンプローナの広域的な商業拠点としての性格は、サンチョ・ラミーレス治世以前にさかのほることが確実である。なお、カタルーニャと違いディナールの史料所見はきわめて少ないが、ディルハムはアラゴンの地で日常的に流通していた。拙稿「宴(アリアラ)と11世紀アラゴン地方農村社会一土地売買文書の分析を中心として一」『史学雑誌』第110編第1号、2001年、67頁。

(strictura de azingab cooperta de ciclaton) など) 51。さらに、前述のアジェー副伯アルナウ・ミル・ダ・トスは、「辺境」における征服活動に従事するなかで、アンダルス経由で入手したものと考えられるチェスを所有していた52。むろん、これらの動産の出所が平和的な交易によるものでなく、「辺境」に生きる人々の日常的な略奪行為に由来するものであったことは想像に難くない。さらに「辺境」の透過性という点でいうならば、いずれの空間においても城塞領域を基礎とする定住と空間の組織形態が驚くほど似ていることをみすごしてはならない。そのうえ、城塞の建築様式にも相互の浸透性が看取される。たとえば、紀元千年以前に言及されるナバーラ東部とアラゴン西部の辺境地帯に分布するいくつかの城塞遺構では、岩塊の頂上部や側面に木材を差し込んだらしい孔穴が列をなしていることから高床式の貯水槽や木造のバルコニーが設営されたとして、岩塊と木造の建築物とが一体となった初期型城塞の存在が想定されているが、こうした知見はやや賛否があるとはいえ、切り立った岩塊の壁面に孔穴が列をなしているピラセスのようなムスリム城塞においても看取される53。以上のような近接性、透過性、類似性は、フロンテーラが、両陣営が日常的に接触し、どちらに帰属するか厳密には判別しづらいきわめて不安定で画定しがたい空間であったこと

 $^{^{51}}$ J. M. Lacarra, Documentos para el estudio de la reconquista y repoblación del valle de Ebro, 2 vols., Zaragoza, 1982-1985, doc. no. 1 $\,(\mathrm{h.1059})\,$.

⁵² F. Galtier Martí, *La Extrematura de Hispania*. Algunos aspectos de la vida cotidiana en las fronteras aragonesas del año mil, *La Marche Supérieure*, pp.149-164. また、P. Sanahúja, Arnau Mir de Tost, I, pp.11-27, 155-169; II, pp.7-21, 53-147; IV, pp.25-56. 同様の所見としてはこのほかにも、アラゴンのサン・アンドレス・デ・ファンロ修道院の11世紀末葉の財産目録にアラビア語で表示された多数の動産とともにクリスタル製のチェスが登場する。A. Canellas López, *Colección diplomática de San Andrés de Fanlo* (958-1270), Zaragoza, 1964, doc. no. 92(f. s. XI): « unos scax de cristal ».

⁵³ B. Cabañero Subiza y F. Galtier Martí, Los primeros castillos de frontera de los Arbas y el Onsella. Problemas metodológicos, Boletín del Museo e Instituto "Camón Aznar", 19, 1985, pp.59-82; B. Cabañero Subiza, La defensa del reino de Pamplona-Nájera en el siglo X. Materiales para el estudio de la evolución de sus castillos, La Marche Superieur, pp.99-119. もっとも、なかば砂漠化したウエスカ周辺において木材の 供給がいかにしてなされえたかという点から、フィリップ・セナックを筆頭とするアンダルス研究者のなかに はこうした木造城塞を認めない立場もある。なお、現在のアラゴン=ナバーラ研究では城塞そのものの建築様 式を対象とする「城塞類型論」が主流であり、この点ではカタルーニャ研究の場合も大差ない。たとえば、マヌ エル・リウやフランセスク・フィテの一連の研究がその典型である。M. Riu i Riu, Castells i fortificacions menors, pp.248-249; id., L'aportació de l'arqueologia a l'estudi de la formació i expansió del feudalisme català, La formació i expansió del feudalisme català (Actes del Col.loqui organitzat pel Col.legi Universitari de Girona (8-11 de gener de 1985)), Estudi General, 5-6, Girona, 1985-1986, pp.27-45; F. Fité, Arquitectura i repoblació en la Catalunya dels segles VIII-XI. Els orígens i l'evolució de l'arquitectura militar en les àrees de frontera, amb una atenció preferent per la zona del Montsec, a la Catalunya de Ponent, Lleida, 1993. これらによれば、カタルーニャ城塞の建築様式は次のような変遷過程を辿ったとされる。 すなわち、①円形の木造城塞(8世紀末葉から9世紀第3三半期まで。直径4メートルから8メートル、高さ 4メートルから5メートル。遺構は現存しないが、岩塊 (roca) の頂上や側面に基礎材や梁材を差し込む孔穴 が幾つも開いていることから、その存在が想定されている)、②方形の石造塔(10世紀)、③円形の石造塔(11世 紀から12世紀まで), ④方形ないし多角形の主塔=領主居館を中核とし, 副塔, 礼拝堂, 城壁と楼塔で囲まれ た固有の意味での城塞(11世紀以降)である。城塞建築様式の発展過程において、石造の円形塔が比較的早期 に登場している点がカタルーニャの特徴といえるであろう。この点についてフィテは、ムスリム城塞との類縁 性を指摘している。これに対してアラゴンには、円形城塞の所見がほとんどないことを付け加えておこう。

を示唆しているように思われる。

ただ、アラゴン王国のフロンテーラには、カタルーニャのマルカとはいささか異なる特徴があっ たことも指摘しておかなくてはならない。後者では前述のように、私的な土地占取に基づく自発的 な入植運動によって独立農民の個別自有地のみならず、聖俗貴族による城塞建設が組織的に行われ、 これを伯が事後的に承認するという形が事実上容認されたため、城塞領域に分節化されたマルカが おそらくはイベリア半島で最も早期に独立城主支配圏の形成の温床となりえた。これに対してアラ ゴン王国では、あらゆる城塞がいわば公権力の象徴として王権の主導下で組織的に建造されており、 私有城塞が存在する余地がおよそなかった。それはまさしく、ピエール・トゥベールの言葉を借り ていえば、「公権力の過剰投資」の場にほかならなかったのである54。それら城塞はほぼ例外なく、 ナバーラ国王サンチョ3世以来のナバーラ=アラゴン伝統の城塞保有システムに統合されて、バロ ン (baron)、またはより一般的にはセニョール (senior) と呼ばれる国王側近の大貴族の手に国王ホ ノール (honor regalis) として委ねられた。アラゴン王権は当初、城塞保有者の世襲化・在地化が もたらす帰結を未然に回避すべく、一方では王族、または王権にきわめて近しいナバーラ王国以来 の少数の大貴族家系に散在する複数の重要拠点を世襲的に管理させ、他方では血縁関係のない複数 のセニョールを同一の城塞に配したり、彼らを短期間ですげ替えたりするという方法をとっている。 だが、11世紀末葉から12世紀初頭にかけてアンダルスの「辺境」55の征服が一気に進行し、城塞の総 数が急激に増加するにつれ、当該システムは、11世紀後半に各地で勃興しつつあった新興貴族勢力 の足を「辺境」における城塞領有へとさし向けるとともに、王権との私的かつ個人的な紐帯、すなわ ち封建的支配関係を系統的に創出する装置へと様変わりしてゆくことになる56。それゆえ、カタ ルーニャのような危機的状況を経験しないまでも、ここでもやはり「辺境」は典型的な城主支配圏 と封建的支配関係の揺籃の地として立ち現れてくるのである。

⁵⁴ P. Toubert, Frontière et frontières: un objet historique, Frontière et peuplement, p.13.

⁵⁵ アンダルスの「辺境」もまた多分に制御しがたい空間であった。たとえば、1058年8月国王ラミーロ1世は、サンチョなるモリスコがボレア近郊のムスリム城塞プイボレアを支配する父親を殺害してまで自らに帰順したことに感じ入り、同城塞における財産の所有権を保証している(同年ムスリムによって奪回)。A. Ubieto Arteta, *Cartulario de San Juan de la Peña*, doc. no. 145(1058, VIII, 24). また、ナバルは国王ペドロ1世によって発給された1099年の解放特許状によれば、ムスリムの「ナバルのバロンたち(barones de Naval)」の手で自ら明け渡されたとされている。彼らはその報償として9分の1の定率貢租を負担するのみで従来の財産を保証されると同時に、例外的にモスクの維持さえもが容認されている。A. Durán Gudiol, *Colección diplomática de la cathedral de Huesca*, 2 vols., Zaragoza, 1965-1969, doc. no. 76(1099, X). なお、ナバル征服直後に発給された1095年の国王文書にはバルバストロの北方、ベロ川からシンカ川までの範囲に分布する29のムスリム定住地が国王に対して「貢納(almudegena)」を負担していた事実が記録されており、征服前からアラゴン王国の政治的・軍事的影響力がすでにおよんでいたことを示している。A. Ubieto Arteta, *Colección diplomática de Pedro I de Aragón y Navarra*, Zaragoza, 1951, doc. no. 20(1095).

 $^{^{56}}$ 拙稿「ウエスカ地方における城塞と定住 (1083 年~ 1134 年)」『人文社会論叢』 (人文科学篇) 第13号, 2005 年, $^{21-41}$ 頁;同「アラゴン王国東部辺境における城塞・定住・権力構造 (1089 年~ 1134 年)」 (上) (下) 『人文社会論叢』 (人文科学篇) 第18号, 2007 年, $^{33-54}$ 頁,第19号, 2008 年, $^{31-54}$ 頁。

したがって、トゥベールの前述の言葉をあらためて援用するならば、「辺境」が「公権力の過剰投資」の場であったのは、単に外部に対する防衛上の必要性からではなく、むしろどちらに転ぶか予測がつきがたくきわめて不安定でなかば独立した空間、まさしく「国家」の安定性を突き崩しかねない遊牧的な流動性をつねにはらんだ空間であったからである。それゆえ、そうした「辺境」を「国家」の政治的枠組みにとどめようとするならば、公権力を過剰に投資し続けなくてはならないのであり、それが機能不全に陥ったときに、程度や様式の差こそあれ、封建的な支配関係が生成する余地が生まれることになるのである。ただ、このように「辺境」の生成要因を外部との政治的・イデオロギー的諸関係によらず、あくまでも権力の「中心」との内在的な関係によって説明する、すなわち、「辺境」を所与のものとみなさず、あくまでも「中心」ありきの相対的な概念として把握する場合、多種多様な政治空間が無秩序に乱立する限りでは「中心」「辺境」という空間相互の差異は生ずるべくもないのであって、その意味で「辺境」は政治空間内部における「中心」の生成とそれによる空間全体の構造化・組織化が多少なりとも進行して初めて生成してくるということになるであろう。事実、マルカやフロンテーラといった特定の呼称で表示されることはなかったとはいえ、サンチェス・アルボルノス以来、スペイン学界で伝統的に「辺境」の典型例とみなされてきたドゥエロ河谷をめぐる近年の理解はまさしくこうした考え方に沿ったものとなっている。

たとえば、後述のように「空間の社会的組織化」という歴史地理学・社会学的な発展モデルをもってガリシア、アストゥーリアス=レオン、カスティーリャの封建化の道筋を整理してきたホセ・アンヘル・ガルシア・デ・コルターサルは、サンチェス・アルボルノスのいわゆる「自由小土地所有者(pequeños propetarios libres)」テーゼの根幹をなす同河谷の無人化が考古学的・地名学的所見からみて事実にそくさないことを強調しながらも57、当該空間が「辺境」として認識されるようになったのは、あくまでもアストゥーリアス=レオン王権を頂点とする政治空間の構造化が進行した10世紀中葉のことであったとしている。また、これと並行して租税・裁判・軍事におよぶ公的諸権利が、行政的な委任を発端とするのであれ、既得権益の事後的承認によるのであれ、マンダティオ(mandatio)、マンダメントゥム(mandamentum)、コミッサ(comissa)といった呼称とともに貴族(伯またはセニョール)に分与され、もはや事実上世襲化・私有化されるところとなっており、こうして「辺境」固有の独立性が強化され、11世紀初頭から新たに封建的支配関係を介した権力の再調整が進められなくてはならなくなったとするのである58。カルメン・ディエス・エレーラ

⁵⁷ C. Sánchez Albornoz, Pequeños propietarios libres en el reino asturleonés. Su realidad histórica, Agricoltura e monde rurale in Occidente nell'altomedioevo (Settimane XIII), Spoleto, 1966, pp.183-222; J. A. García de Cortázar, Sánchez Albornoz y la repoblación del valle del Duero, Sánchez Albornoz a debate: Homenaje de la Universidad de Valladolid con motivo de su centenario, Salamanca, 1993, pp.33-44.

⁵⁸ J. A. García de Cortázar, La sociedad rural en la España medieval (1988), Madrid, 1990; id., Les communautés villageoises du nord de la Péninsule Ibérique au Moyen Age, Les communautés villageioses en Europe occidentale du Moyen Age aux Temps Modernes (Flaran 4), Auch, 1984, pp.55-77; id., Organización del espacio, pp.15-48; id., Estructuras sociales y relaciones de poder en León y Castilla en los siglos VIII a XII: la formación de una sociedad feudal, Il feudalismo nell'alto medioevo (Settimane XLVII),

もまた、この点でガルシア・デ・コルターサルの理解をおおむね踏襲している。すなわち、10世紀以降の王権の伸張にともない同地域が初めて「辺境」として構造化される一方、カストロへリス、セレーソ、パンコルボ、ラーラ、グラニョン、アルコセーロ、カストロシエロ、オーニャといった従来の主要城塞を核として空間全体が個々の城塞に帰属するアルフォス(alfoz)という領域に分節化されると同時に、各アルフォスを領有する伯またはセニョールが急激に出現してくる。これらのなかには国王役人に近しい者もいたとはいえ、大半が従来から事実上の独立性を享受してきた「辺境」の軍事的有力者であり、王権は後者を自らの支配下にとりこむべく、しばしば伯の称号を賦与して私的かつ個人的な紐帯を確保しようとしたのである5%。後者の最たる例がまさしくカスティーリャ伯であるが、なかでも伯フェルナン・ゴンサーレスが王国の政治的危機に乗じて、本来の狭小な支配領域を拡大しつつ完全な独立状態を恣にしたことは、「辺境」が「中心」に政治的に服属しながらも空間的にはなかば独立した状態にあったこと、それゆえ封建的な支配関係を構築する以外につなぎとめるすべのない空間であったことを典型的に示している。

なお、13世紀初頭にカタルーニャを除く半島全土で使用されるようになるフロンテーラまたはフロンタリアは、征服の進展にともない言及される空間が縷々移動してゆく。その言及は、前述のようにアラゴンでは国王ラミーロ1世治世の3例を皮切りに、12世紀前半の国王アルフォンソ1世治世にかつての「辺境」の記憶として3例 60 、13世紀初頭には国王ペラ1世(アラゴン国王としてはペドロ2世)治世にフロンタリアの語形で3例 61 、それぞれ当該語彙でもって表示される空間は当初のプレ・ピレネー山系の南斜面からエブロ川を越えて最終的にテルエル近郊へとはるかに南下している。他方、カスティーリャ=レオン王国では、13世紀にとくにカラトラーバ、アルカンタラ、サンティアゴ騎士団が領有する王国南部の「辺境」において、やはりフロンタリアの語形でその言及がみられるようになる。ただ、注目すべきはそれらの言及が国王文書局で発給された文書に限定され、それらをもって表示される当の土地では一切使用されていないという、カロリング朝期以来何一つ変わらない事実であろう 62 。ことに13世紀は、12世紀後半以来キリスト教徒の諸王国が数々

Spoleto, 2000, t. 2, pp.497-568; id. et R. de Aguirre, De una sociedad de frontera (el valle del Duero en el siglo X) a una frontera entre sociedades (el valle del Tajo en el siglo XII), Las sociedades de frontera, pp.51-68

⁵⁹ C. Díez Herrera, La organización social del espacio entre la cordillera Cantábrica y el Duero en los siglos VIII al XI: una propuesta de análisis como sociedad de frontera, *Del Cantábrico al Duero*, pp.123-155. なお、アルフォスは、「渓谷」を意味するラテン語 « fauces » がアラビア語化した « al-hawz » に由来する領域呼称である。

⁶⁰ J. M. Lacarra, *Documentos*, doc. no. 22(1105): « quanto ibi tenebamus frontera »; doc. no. 103(1124): « quando ibi tenebamus fronteram ». ‡ た, Ph. Sénac, Note sur le premier testament, p.209.

⁶¹ M. L. Ledesma Rubio, *Cartas de población del reino de Aragón en los siglos medievales*, Zaragoza, 1991, doc. no. 142(1202): « in frontaria sarracenorum » ; doc. no. 144(1202): « in frontaria sarracenorum » ; doc. no. 154(1209): « frontarie sarracenorum ».

⁶² P. Buresi, Nommer, penser les frontiers, pp.54-57.

の条約を締結して「国境」画定につとめているように、王国の領域的不可分性・不可侵性が謳われ、さらには諸騎士団が「辺境」を領有することで王国全土がキリスト教的一体性(christianitas)によって事実上統合されるようになった時期とされるが、それはあくまでも王権、すなわち「中心」の政治的・国家イデオロギー的な理念にすぎず、当の「辺境」は領有主体にかかわらず、あいかわらず形式上は政治的に服属しながらも、実態としてはなかば独立した遊牧的空間でありつづけたと考えられるのである。